

手数料返還制度について

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から3ヶ月以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

（１）返還率

入社日から退職日までの期間により以下のように定めます。

期間	返還率
入社日から1ヶ月未満の退職	70%
入社日から1ヶ月以上2ヶ月未満の退職	50%
入社日から2ヶ月以上3ヶ月未満の退職	30%
入社日から3ヶ月以上の退職	0%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

（２）返還の免責

以下の項目に一つでも該当した場合は返金義務を免責とさせていただきます。

- ①労働条件に関わる重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ②就業環境に関わる重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ③人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ④職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ⑤事務所移転等により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ⑥天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ⑦求人者が当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類を当社に提出しなかった場合
- ⑧その他、求人者と当社協議の上、返金の必要がないと判断された場合

（３）その他

以下の内容に該当する場合は、上記の返金制度の対象外となります。

- ①派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合